

別表（第3条関係）

- (1) 農業
- (2) 林業
- (3) 漁業
- (4) 狩猟業
- (5) 金融業及び保険業（生命保険媒介業、損害保険代理業及び損害査定業を除く。）
- (6) 娯楽業のうち風俗関連営業
- (7) 競輪、競馬等の競争場又は競技団
- (8) パチンコホール
- (9) ビンゴゲーム場、射的場及びスロットマシン場
- (10) 芸ぎ業
- (11) 場外馬券売場及び場外車券売場
- (12) 競輪競馬等予想業
- (13) 芸ぎ周旋業
- (14) 集金業及び取立業（公共料金又はこれに準ずるものに関するものを除く。）
- (15) 興信所のうち身元調査等個人のプライバシーに係わる調査を主に行うもの
- (16) 易断所及び観相業
- (17) 相場案内業
- (18) 病院
- (19) 一般診療所
- (20) 歯科診療所
- (21) 助産業及び看護業
- (22) 歯科技工所
- (23) 獣医業
- (24) 学校（学校法人が経営するもの）
- (25) 法律事務所及び特許事務所
- (26) 公証人役場、司法書士事務所及び土地家屋調査士事務所
- (27) 公認会計士事務所及び税理士事務所
- (28) 社会保険労務士事務所
- (29) 通訳案内業
- (30) 不動産鑑定業
- (31) 行政書士事務所
- (32) 宗教、政治、経済、文化その他の非営利事業を行う団体

- (33) L L P (有限責任事業組合)
- (34) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項及び第 5 項に規定するもの
- (35) その他公序良俗等の観点から補助対象とすることが適当でないと認められる事業

※日本標準産業分類に準拠するものとする。